

令和4年10月5日

鳥取県弓道連盟会員各位

鳥取県弓道連盟  
会長 加藤速美  
[公印省略]

令和5年度鳥取県弓道連盟国体成年男女選手選考基準について

令和5年度鳥取県成年男女国体選手選考について下記のとおりとする。

## 1 チームとして目指す目標

- (1) 安定した的中・結果を残せるチームづくり。
  - ①最低目標：ブロック予選突破
  - ②最終目標：国体入賞
- (2) 求める選手の具体像
  - ①中る選手（遠的・近的ともに安定した点数および的中）
  - ②動じない選手（メンタルが強い、またはその向上が望める）
  - ③勝つこと、入賞することに強い気持ちを持って臨める選手

## 2 令和5年度選手の選考方法及び選考基準

- (1) 全ての選考射会で1回あたり遠的12射・近的12射の計24射の記録をとる。
- (2) 選考にあたっては、遠的の点数も考慮した上での的中の平均を取り選考する。良し悪しを含めた実力（的中・技術・意欲等）を総合的に判断して選考する。
- (3) 選考条件として、全6回（11月、12月、2月、3月、4月、5月を予定）のうち最低4回以上（11月～3月のいずれか3回以上、4～5月のいずれか1回以上）の選考射会に参加することとし、1回あたり遠的・近的各12射、全6回分うち4回以上の合計、遠的・近的各48射以上の記録を必要とする。選考の際に的中率が近い場合は、総射数が多い者を優先する。  
（コロナの影響で選考射会が中止となった場合は、実施された回数の合計射数を必要記録とする）
- (4) 仕事等のやむを得ない事情により選考射会に参加できなかった場合は、監督立会いのもと、遠的・近的各12射の記録を提出することで、代替選考記録として採用する。
- (5) 代替選考記録取得希望日に監督の都合がつかない場合は、東部は谷口強化部長、西部は加藤会長があたることとし、両名の都合もつかない場合は監督が指名する者が立ち合いを代行する。
- (6) 代替選考記録取得日は監督と該当選手が相談のうえ決定する。なお、東部・中部の選手は鳥取市弓道場、西部の選手は鳥取県立武道館で実施し、東部・中部は前島監督または谷口強化部長、西部は本田監督または加藤会長が該当の男女の別にかかわらず立ち合いをおこなう。
- (7) 代替選考記録の取得については、選考射会と同様に巻藁のみとし、的前での付矢はおこなわずに

実施すること。

- (8) 令和5年度からの新規加入者については、第5回、第6回の2回分のいずれかの記録で選考する。
- (9) 第6回の選考射会終了後に選考委員会を開催し、男女の令和5年度国体候補選手(4~6人)を発表する。ただし、選考射会の結果によっては3人の正選手を決定する場合もある。
- (10) 候補選手に選考された者は、正選手決定までの強化練習、大会、講習会等に積極的に参加すること(正選手決定のための選考記録とするため)。
- (11) 正選手3名を決定する最終選考は、選考射会および大会、強化練習の的中、点数、技術、意欲等を総合的に判断し決定する。選考射会で3人の正選手を決定していた場合はこの限りでない。
- (12) 選考射会の成績および選考結果は、随時公開する。
- (13) 上記の方法を基本とするが、新型コロナウイルス感染症の影響により、選考射会および代替記録取得に参加できない等の影響が生じた場合は、選考基準等を適宜変更して柔軟に対応する。なお、選考基準の変更をおこなった場合はすみやかに通知する。

### 3 その他

- (1) 選考射会に参加する選手は鳥取県の代表候補としての自覚を持ち、日々の修練に責任をもって励むこと。
- (2) 参加者全員が新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、日ごろから感染防止に努めること。
- (3) 選考射会および代替記録取得日には、必ず「新型コロナウイルス感染症対策健康チェック表」を提出すること。
- (4) 選考射会等の県弓連事業に参加する者は、(公財)全日本弓道連盟「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」および「鳥取県弓道連盟主催・関係事業新型コロナウイルス感染症の感染防止対策と事業開催判断基準」を遵守すること。